

令和7年度 第1回 函館市国民健康保険運営協議会 会議資料

【報告事項】

- 令和6年度函館市国民健康保険事業について
資料1 令和6年度（2024年度）函館市国民健康保険事業特別会計決算の概要
- 被用者保険の適用拡大に伴う市町村国保への影響について
- 子ども・子育て支援納付金について

1 令和6年度函館市国民健康保険事業について

(1) 決算の概要

歳入

(単位：円)

科 目	令和6年度			令和5年度 決 算 額 (C)	対前年度比較 (B) - (C)
	予 算 現 額	決 算 額	増 減		
	(A)	(B)	(B) - (A)		
国民健康保険料	3,759,301,000	3,803,639,134	44,338,134	4,036,711,075	△233,071,941
現年賦課分	3,682,184,000	3,725,304,374	43,120,374	3,949,013,035	△223,708,661
滞納繰越分	77,117,000	78,334,760	1,217,760	87,698,040	△9,363,280
国庫支出金	100,000	95,000	△5,000	455,000	△360,000
道支出金	20,169,420,000	19,330,538,874	△838,881,126	20,365,317,914	△1,034,779,040
繰入金	3,146,376,000	3,146,376,000	0	3,038,768,000	107,608,000
繰越金	104,451,000	104,451,340	340	149,690,707	△45,239,367
その他	15,081,000	18,019,859	2,938,859	36,643,080	△18,623,221
歳入合計	27,194,729,000	26,403,120,207	△791,608,793	27,627,585,776	△1,224,465,569

歳出

(単位：円)

科 目	令和6年度			令和5年度 決 算 額 (C)	対前年度比較 (B) - (C)
	予 算 現 額	決 算 額	増 減		
	(A)	(B)	(A) - (B)		
総務費	180,700,000	161,652,818	19,047,182	158,192,014	3,460,804
保険給付費	19,888,715,000	19,054,321,291	834,393,709	20,019,958,357	△965,637,066
事業費納付金	6,434,202,000	6,434,202,000	0	6,577,516,000	△143,314,000
保健事業費	202,598,000	185,730,271	16,867,729	188,824,748	△3,094,477
基金積立金	48,743,000	48,742,317	683	207,437,955	△158,695,638
その他	439,771,000	385,984,556	53,786,444	371,205,362	14,779,194
歳出合計	27,194,729,000	26,270,633,253	924,095,747	27,523,134,436	△1,252,501,183

実質収支

$$\text{歳入合計} - \text{歳出合計} = 132,486,954 \text{ 円}$$

実質収支の132,486,954円は、全額を令和7年度に繰り越し、道補助金の精算分など33,970,962円を除いた98,515,992円を、令和7年度末に基金に積み立てることを予定している。(令和6年度末基金残高1,394,186,473円。)

【 対予算増減の主な内容 】

歳入 (対予算増減(B) - (A))

国民健康保険料 44,338,134円 (現年賦課分収納率の増に伴う保険料増)
道支出金 △838,881,126円 (保険給付費の減に伴う交付金減)

歳出 (対予算増減(A) - (B))

保険給付費 834,393,709円 (療養給付費等の減)

(2) 被保険者数の推移 (4月～3月における年間平均)

(単位:世帯,人)

年 度	世 帯 数	被保険者数	前期高齢者 (再掲)	
				構成比
令和3年度	36,806	52,335	26,791	51.19%
令和4年度	35,828	50,315	25,575	50.83%
令和5年度	34,388	47,586	24,025	50.49%
令和6年度	32,721	44,554	22,155	49.73%

(3) 所得階層別加入世帯の推移 (各年度4月1日現在)

(単位:世帯)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		構成		構成		構成		構成
所得なし	13,401	36.2%	13,517	37.3%	13,021	37.3%	12,707	38.0%
100万円以下	11,961	32.3%	11,772	32.5%	11,197	32.1%	10,473	31.4%
小計	25,362	68.5%	25,289	69.8%	24,218	69.4%	23,180	69.4%
200万円以下	7,437	20.1%	7,106	19.6%	6,756	19.4%	6,357	19.0%
300万円以下	2,215	6.0%	2,090	5.8%	2,067	5.9%	2,027	6.1%
400万円以下	762	2.1%	733	2.0%	700	2.0%	667	2.0%
400万円超	1,207	3.3%	1,037	2.8%	1,161	3.3%	1,168	3.5%
合計	36,983	100.0%	36,255	100.0%	34,902	100.0%	33,399	100.0%

(4) 1人当たり保険料の推移 (国への事業報告ベース)

(単位:円)

年 度	函館市		全道平均		全国平均	
		伸率		伸率		伸率
令和3年度	82,896	△0.98%	94,027	0.02%	97,179	0.57%
令和4年度	82,215	△0.82%	95,345	1.40%	99,378	2.26%
令和5年度	87,522	6.46%	99,319	4.17%	100,997	1.63%
令和6年度	87,901	0.43%	—	—	—	—

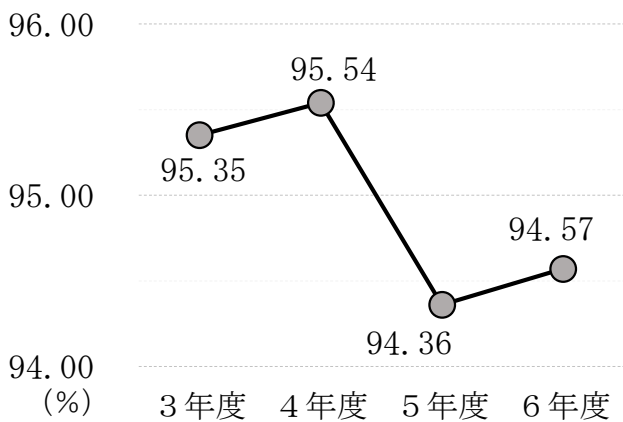
(5) 1人当たり医療費の推移 (国への事業報告ベース)

(単位:円)

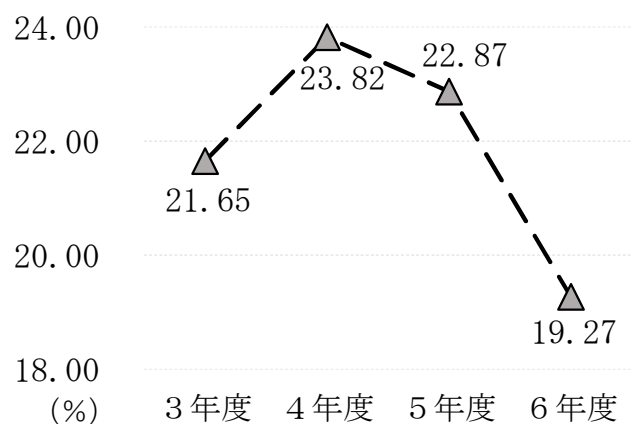
年 度	函館市			全道平均		全国平均	
		伸率	前期高齢者		伸率		伸率
令和3年度	453,090	3.22%	546,153	421,056	4.66%	394,729	6.43%
令和4年度	463,275	2.25%	564,672	429,486	2.00%	403,817	2.30%
令和5年度	483,495	4.36%	591,104	446,493	3.96%	418,253	3.57%
令和6年度	490,870	1.53%	600,867	—	—	—	—

(6) 保険料収納率の推移

現年度分保険料収納率



滞納繰越分保険料収納率



収納率向上対策について

保険料収納率の向上を図るため、毎年度6月に「国民健康保険料収納率向上対策基本方針」を策定し、次の3点を中心に、取り組みを進めている。

○ 現年度分保険料の徴収強化

【目的】 現年度分保険料の未収金の縮減，滞納繰越額の圧縮

【取組】 ・ 電話による納付勧奨および文書による納付催告
・ 納期内納付を原則とした納付指導の徹底
・ 夜間および休日納付相談窓口の開設

○ 滞納繰越分保険料の徴収強化

【目的】 滞納繰越分保険料の徴収，時効による徴収不能額の縮減

【取組】 ・ 速やかな財産調査および差押えの実施

○ 口座振替の推進

【目的】 納期内納付の促進

【取組】 ・ 市役所，各支所，契約金融機関の窓口での口座振替の勧奨
・ 口座振替の申込書を兼ねた口座振替案内文書の郵送
・ キャッシュカードだけで口座振替の申込み手続きができるペイジー口座振替受付サービスの実施

<参考>

【令和6年度新規の取り組み】

外国人国保加入者に対する徴収対策として、外国語で国保制度を周知し納付を促す文書を5カ国語（英語，中国語（簡体字），韓国語，ベトナム語，ネパール語）で作成し，窓口で配布したほか，催告書などに同封した。

2 被用者保険の適用拡大に伴う市町村国保への影響について


令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が通常国会に提出され、6月13日に成立した。

この法律は、働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定および所得再配分機能の強化等を図るためのものであり、企業における被用者保険の適用拡大等を目的とした法改正が予定されている。

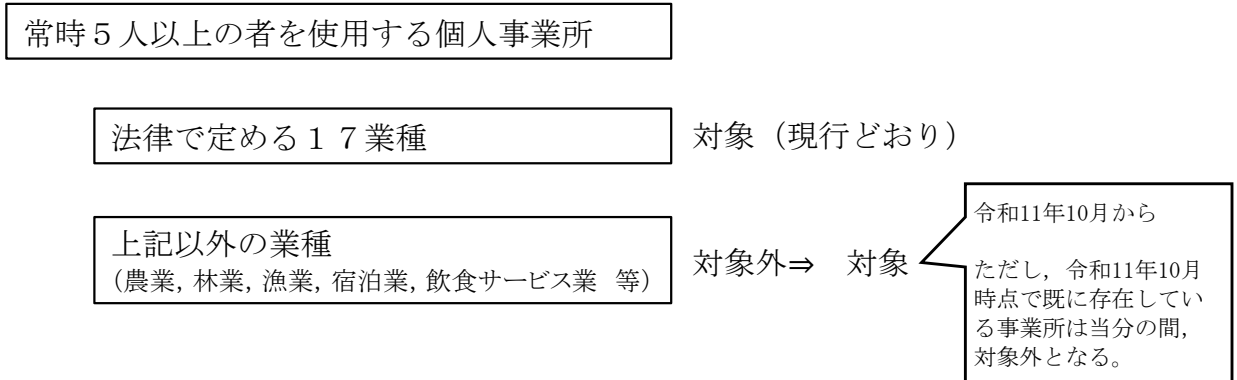
【被用者保険の適用拡大等に係る法改正の概要】

- ① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件（給与が月額88,000以上）を撤廃
施行期日：公布日から3年以内の政令で定める日
- ② 短時間労働者の適用要件のうち、企業規模要件を撤廃
施行期日：令和9年10月1日から段階的に実施

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	令和9年10月から	令和11年10月から	令和14年10月から	令和17年10月から



- ③ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消



【市町村国保への影響】

- ① 財政への影響（単位：億円）

収入	△ 3, 6 0 0
保険料収入	△ 1, 3 4 0
公費 (国負担)	△ 2, 2 7 0
(地方負担)	△ 1, 6 4 0
	△ 6 3 0
支出	△ 3, 7 7 0
収入－支出	+ 1 7 0

- ② 加入者への影響
△ 1 1 0 万人

(出典：令和6年12月12日厚生労働省社会保障審議会医療保険部会資料)

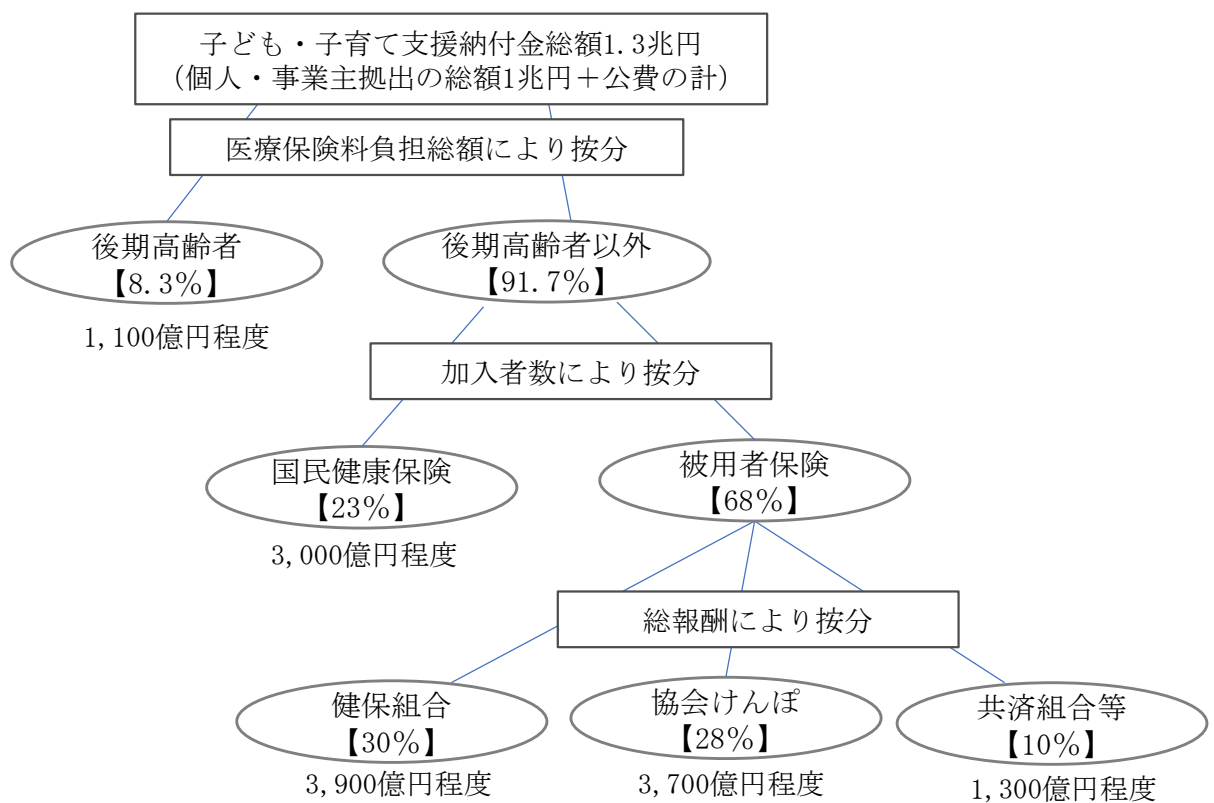
3 子ども・子育て支援納付金について

国は、経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、社会保険制度を通じて拠出する仕組みとして、令和8年度に子ども・子育て支援金制度を創設し、令和10年度までに段階的に導入する。

子ども・子育て支援制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収し国に納付することとなる。

国民健康保険においては、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金均等割額の全額軽減措置が予定されている。

【子ども・子育て支援納付金の案分イメージ（R10年度の見込）】



【医療保険加入者1人当たりの支援金額平均月額試算】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
国民健康保険	250円	300円	400円
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

(出典：こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室資料)